

ID: 127

担当部署: 環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町浄化槽の清掃業に関する条例 第2条第3項		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。 (許可証の交付等)</p> <p>第2条 町長は、法第35条第2項の規定により、浄化槽清掃業の許可に、2年以内の期限を付するものとする。</p> <p>2 法第35条第4項の許可の通知は、許可証の交付をもってする。</p> <p>3 浄化槽清掃業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、町長に申請して、その再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日